随意契約調書

随意	契 約	締 結 日	令和 5 年 4 月 1 2 日				
工 事 の 名 称			大館市立南小学校校舎屋根破損修復工事				
工事	■ の	場所	大館市下川原字向野 6 番地				
工期((契約]期間)	令和5年4月12日から令和5年5月1日まで				
見積合せ回数 見積書提出者			1 回	2 回	3 回	適	用
株式会	社伊藤	羽州建設	2,550,000			決	定
株式会社大成工務店			2,836,000				
丸山	建設株	式会社	2,687,000				
決	定	金 額	2,550,000円				
予	定	価 格	2,807,200円(消費税及び地方消費税を含んだ価格)				
見積	書比	較 価 格	2,552,000円(消費税及び地方消費税を抜いた価格)				
決 定	者 住	所氏名	大館市字水門前75-4 株式会社伊藤羽州建設 代表取締役 石山 清武				
契	約	金 額	2,805,000円				
本工事は令和5年3月に発生した突風により破損した校舎の屋根を修復する工事であるが、下地の露出による雨水の侵入が懸念され、緊急に修復をする必要があることから、地方自治法第167条の2第1項第5号の規定に基づき緊急随意契約としたものである。契約にあたっては、市内小学校の建築実績のある上記3者から見積書を徴取し、最低見積金額を提示した者を契約の相手方として選んでいる。							